

○潟上市まちづくり団体活動助成金交付要綱

平成22年 3 月26日

告示第36号

改正 平成23年 3 月28日告示第36号

平成24年 3 月30日告示第43号

令和 3 年 3 月16日告示第26号

令和 3 年 8 月31日告示第165号

令和 3 年10月15日告示第203号

令和 6 年 4 月 1 日告示第43号

(趣旨)

第1条 この告示は、まちづくり活動の促進とまちづくり活動団体の自立支援を目的として、まちづくり活動団体に対し潟上市まちづくり団体活動助成金（以下「助成金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、潟上市補助金等交付規則（平成17年潟上市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「まちづくり活動」とは、潟上市内で行われるまちづくりに関する調査・研究・情報発信の活動、地域福祉や環境問題など地域課題の解決を目的とする活動、地域文化の継承や振興に寄与する活動及びその他潟上市のまちづくりの進展に寄与する活動であって、次のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治思想又は宗教を主たる目的とする活動
- (3) 特定の事業の反対活動を目的とする活動

2 この告示において「まちづくり団体」とは、まちづくり活動を行う団体をいう。

(対象団体)

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、まちづくり団体であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内を中心に活動する団体
- (2) 構成員が5人以上いる団体
- (3) 定款、規約又は会則を有し、継続的に活動が行われ、又は行われることが見込まれる団体
- (4) 市民生活の向上・改善に結びつき、社会に貢献する活動を行っている団体

- (5) 社会一般に活動内容が開かれている団体
 - (6) 助成金の申請年度において、市から他の補助金等を受けていない団体
- (対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、まちづくり活動に要する経費のうち、次に定めるものとする。

区分	経費の種類
報償費関係	団体の外部から招く講師又は指導者（以下「外部講師等」という。）に対する謝金、報酬等
旅費関係	外部講師等の交通費及び宿泊費等
需用費関係	図書購入費、事務用品購入費、印刷製本費等
役務費関係	郵便料、通信料、保険料等
委託料関係	会場設営等委託料等
使用料関係	会場使用料、機器等の使用料等（車両、備品、事務所の賃貸料を除く。）
備品購入費関係	事業の実施に必要な備品の購入費（パソコンやプリンターなど事業と直接関係のないものを除く。）この場合において、備品とは、潟上市財産規則（平成17年潟上市規則第54号）により備品に分類されるものをいう。

(助成金の額及び回数の制限)

第5条 助成金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、1団体につき10万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が潟上市のまちづくりの進展に特に寄与する活動であると市長が認めるときは、予算の範囲内において同項に定める助成金の額を超えた額を交付することができる。

3 助成金の交付は、同一のまちづくり活動につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 助成金を申請する団体は、潟上市まちづくり団体活動助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 団体の概要書
- (2) 団体の定款、規約又は会則
- (3) 事業実施計画書
- (4) 事業に関する収支予算書
- (5) 団体の構成員名簿

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選考会)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、対象事業の選考を行うため潟上市まちづくり団体活動助成事業選考会（以下「選考会」という。）を開催するものとする。

2 選考会の委員は、部長及び部長相当の職にある職員とする。

3 選考会における選考の基準及び方法は、市長が別に定める。

4 市長は、必要があると認めるときは、選考会に関係人の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

5 選考会の庶務は、企画政策課において処理する。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条に基づく申請があったときは速やかにこれを審査し、適正と認めた場合は活動助成金の交付決定を行い、その決定の内容及び必要な条件を付して潟上市まちづくり団体活動助成金交付決定通知書（様式第2号）によりその結果を当該団体に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付決定を行わなかった場合には、当該団体にその旨通知するものとする。

(実績報告)

第9条 活動助成決定団体は、潟上市まちづくり団体活動助成金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付し、市長が定める日までに提出しなければならない。

(1) まちづくり活動の実績を示す書類、冊子、写真等

(2) 事業に関する収支決算書

(3) 対象経費に係る領収書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(助成金の交付方法)

第10条 助成金は、規則第14条第1項の規定に基づき確定払により交付するものとする。ただし、市長がまちづくり活動の遂行上必要があると認めたときは、概算払により交付することができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日告示第36号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する

附 則（平成24年3月30日告示第43号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する

附 則（令和3年3月16日告示第26号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日告示第165号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月15日告示第203号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第43号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

潟上市長 様

（団体所在地）

（団体名）

（代表者名）

（電話番号）

潟上市まちづくり団体活動助成金交付申請書

年度潟上市まちづくり団体活動助成金の交付を受けたいので、潟上市まちづくり団体活動助成金交付要綱第 6 条に基づき関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 助成申請額 金 円

添付書類

- ① 実施団体の概要書
- ② 規約
- ③ 会員名簿
- ④ 事業実施計画書
- ⑤ 事業収支予算書

様式第2号（第8条関係）

指令潟補第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

潟上市長

潟上市まちづくり団体活動助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、 年度潟上市まちづくり活動団体
助成金交付申請について、潟上市まちづくり団体等活動助成金交付要綱第8条の規
定により下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付条件

- (1) 助成金事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 助成金事業の完了後又は交付決定に係る年度の終了後、速やかに実績
報告書を提出すること。
- (3) 市長又はその委任を受けた者の監査に応じなければならない。
- (4) その他この要綱の規定に遵守すること。規定に違反のあるときは、助
成金の交付決定額の全部又は一部を取り消すものとする。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

潟上市長 様

（団体所在地）

（団体名）

（代表者名）

（電話番号）

潟上市まちづくり団体活動助成金実績報告書

年 月 日付、指令潟補第 号で交付決定を受けた、 年度
潟上市まちづくり活動団体助成金について、潟上市まちづくり団体活動助成金交付
要綱第9条に基づき関係書類を添えて報告します。

添付書類

- ① 助成対象事業実施報告書
- ② 助成対象事業決算書
- ③ 助成対象事業費に係る領収書等の写し
- ④ その他市長が必要と認める書類

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 8 条関係）

様式第 3 号（第 9 条関係）